

船舶事故調査報告書

平成29年8月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年8月2日 06時10分ごろ
発生場所	茨城県神栖市海浜運動公園東岸 鹿島港導灯（後灯）から真方位147°3,100m付近 （概位 北緯35°53.9′ 東経140°43.4′）
事故の概要	漁船第1高橋丸は、漂泊中、消波ブロックに乗り揚げた。 第1高橋丸は、甲板員が死亡し、全損となった。
事故調査の経過	平成28年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第1高橋丸、4.8トン IG3-6133（漁船登録番号）、個人所有 11.95m (Lr) × 3.37m × 0.74m、FRP ディーゼル機関、423kW（動力漁船登録票による）、平成2年6月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月9日 免許証交付日 平成23年10月27日 （平成29年2月5日まで有効） 甲板員 男性 65歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	全損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：波高 約3m、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約25℃
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、平成28年8月2日04時50分ごろ、しらす船引き網漁の目的で、鹿島港南南東方沖の漁場に向けて鹿嶋市北海浜第2船溜まりを出発した。 船長は、06時05分ごろ、甲板員からの合図を受けてえい網をしようと主機のクラッチを前進に入れたところ、ゴトゴトという異音がしたので、同クラッチを中立にした。

	<p>船長は、プロペラに引き綱が絡まったことを認め、無線で僚船に救援を要請した。</p> <p>本船は、船首を北東に向けるようにスラストを使用して漂流し、救援を待っていたところ、波に圧流され、06時10分ごろ、神栖市海浜運動公園東岸の消波ブロック（以下「本件消波ブロック」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長及び甲板員は、操舵室の後方及び船首部の甲板上に立っていたところ、本船が右舷側に傾斜した際にそれぞれ落水した。</p> <p>船長は自力で本件消波ブロックに上がったが、甲板員は、船長及び僚船から携帯電話で連絡を受けて陸上から駆けつけた別の僚船の乗組員に意識がない状態で救助され、所属する漁業協同組合が要請した救急車で病院に搬送されたが、死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>本船は、波により本件消波ブロックに打ち付けられて大破した。 （付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.5mであった。</p> <p>船長は、船首方25m付近に波高約3mの波がきていることに気付いて危険を感じていたが、プロペラに引き綱が絡まっていて主機が使用できず、どうすることもできなかった。</p> <p>船長及び甲板員は、ふだんから救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、鹿島港南南東方沖において、プロペラに引き綱が絡まった状態で、スラストを使用して漂流中、船首方から波を受けて圧流されたことから、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>甲板員の死因は、溺水であった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、鹿島港南南東方沖において、プロペラに引き綱が絡まった状態で、スラストを使用して漂流中、船首方から波を受けて圧流されたため、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き綱漁等に従事する船舶は、推進器への絡索を防止する措置を講ずることが望ましい。 ・操業中は可能な限り、救命胴衣を着用することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

